

仕 様 書

1 件名

小学校移動教室・夏季学園等運営業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 各学校の日程は、別紙1「日程表」のとおり。

3 履行場所

神奈川県箱根町を中心とした指定区域内（別紙2「小学校移動教室・特別支援学級合同移動教室指定区域」別紙3「小学校夏季学園指定区域」のとおり）等

4 対象校

(1) 移動教室

港区立小学校6学年 全19校

(2) 特別支援学級合同移動教室

港区立小学校特別支援学級設置校 4・5・6学年 全6校

(3) 夏季学園

港区立小学校5学年 全19校

5 参加予定者及び参加対象者

(1) 移動教室

ア 実地踏査

28名程度（2～3名増減の可能性あり）

※担当教諭27名（各校1名×19校＋複数日程校2名）、運営委員会校長2～4名、教育委員会事務局3名（学務課及び教育人事企画課）

イ 本番実施（各校）

小学校6学年及び引率教員等1,832名（予定人数）

※児童の人数は1,670名、引率教諭等の人数は162名を予定。詳細は別紙4「内訳書」のとおり

※各行程の児童の最大人数は128名、引率教員等の最大人数は10名程度。

(2) 特別支援学級合同移動教室

ア 実地踏査

8名程度

※特別支援学級設置校長1名、特別支援学級担当教諭1名×6校、教育委員会事務局1名（教育人事企画課）

イ 本番実施

※特別支援学級設置校長 6 名、特別支援学級担当教諭 12 名、
特別支援学級児童 55 名を予定。
他に教育委員会事務局 2 名、看護師 3 名、介助員 32 名を配置予定。
詳細は別紙 4「内訳書」のとおり

(3) 夏季学園

ア 実地踏査

28 名程度（2～3 名増減の可能性あり）

※担当教諭 21 名（各校 1 名×19 校＋複数日程校 2 名）、運営委員会 2～4 名、教育委員会事務局 3 名。

イ 各校実施

小学校 5 学年及び引率教員等 2,092 名（予定人数）

※生徒の人数は 1,847 名、引率教諭等の人数は 245 名を予定。詳細は別紙 4「内訳書」のとおり

※各行程の生徒の最大人数は 144 名、引率教員等の最大人数は 20 名程度。

6 業務内容

(1) 実地踏査の運営に伴う業務

(2) 移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園等の実施・運営に伴う業務

(3) バスの手配に関すること

(4) 令和 8 年度実施に向けた準備事務

(5) その他

ア 悪天候等により計画を変更する場合は、速やかに対応すること。

イ 事故発生時の対応・保険会社への引継ぎを行うこと。

ウ 業務を行うに当たり、年間スケジュール（案）を作成し、移動教室・夏季学園は港区教育委員会事務局学務課、特別支援学級合同移動教室は教育人事企画課（以下「発注者」という。）へ提出すること。

※上記（1）から（4）の詳細は、下記「7 実地踏査の運営に伴う業務」から「10 令和 8 年度実施に向けた準備事務」までのとおり。

7 実地踏査の運営に伴う業務

(1) 計画立案・手配

ア 事前に、各学校からの実地踏査の計画・要望等を基に、発注者と協議の上、実地踏査のコース等の計画を立てること。

イ 各実地踏査実施日の約 1 週間前に、実地踏査参加者に対し、説明会を行うこと。

ウ 実地踏査実施日の 1 週間前までに実地踏査の参加者名簿を発注者及び港区立箱根ニコニコ高原学園に提出すること。

エ 実地踏査のコース等の計画書は、説明会前までに発注者に提出し、了承を得ること。

- オ 宿泊施設、見学施設への事前連絡や現地での案内等必要な手配を行うこと。
- カ 見学施設や登山場所等に関する情報を収集し、パンフレット等を発注者及び学校に提供すること。
- キ 参加人数の変更やキャンセル等が生じた場合、発注者に報告の上、見学施設及び港区立箱根ニコニコ高原学園との連絡調整を図ること。
- キ 実地踏査の往復には大型バス 1 台及びマイクロバス 1 台（特別支援学級合同専用）を使用し、添乗員を同行させること。

（２）宿泊施設について

- ア 移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園における宿泊施設は原則下記の通りとする。
 - ・ 宿泊施設：港区立箱根ニコニコ高原学園（以下、高原学園と記載）
 - ・ 住所：〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 502 番地
- イ 宿泊対象者は学校及び引率者とするが、バス乗務員・添乗員については宿泊施設として高原学園（別館・宿泊棟）を使用できる。高原学園に宿泊する場合、1 人 1 泊 1,000 円を月締めで翌月に請求するので支払うこと。また、1 人 1 泊につき入湯税 150 円を宿泊当日に高原学園施設長に支払うこと。高原学園での食事を希望する場合、1 泊 3 食 1,300 円を月締めで翌月に請求するので支払うこと。
- ウ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、協議してこれを定める。

８ 移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園等の実施・運営に伴う業務

（１）学校との打合せ・事前連絡等

- ア 受注者は、4 月当初に各学校及び特別支援学級合同の担当者を決定すること。
- イ 各学校の担当者は本番実施の計画に当たり各学校の状況を把握し、担当教員と十分な打合せを行い、情報提供等の支援を行うこと。
- ウ 各学校の担当者は移動教室・夏季学園等の運営や各種手配に必要な問合せを必要に応じて随時各学校に行い、チェックシートを用いて、事前準備を徹底すること。
- エ 移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園等の各学校の本番開始 3 週間前と 1 週間前までに、別紙 5 及び 5-2 の様式を用いて参加人数の報告を発注者及び高原学園まで報告すること。
- オ 各学校の担当者は添乗員として本番にそれぞれ同行し、宿泊施設や見学先施設への事前連絡や現地に必要な案内等を行うこと。
- カ 添乗員は各行程分の人数を手配すること。
- キ 参加人数変更やキャンセル等が生じた場合、発注者に報告の上、見学施設及び高原学園との連絡調整を図ること。

（２）宿泊施設に関する事前準備

- ア 高原学園と連携し、本番に向けて必要な事項の確認・連絡等を行うこと。

- イ 実施中に急病人やけが人が出た場合、宿泊施設の車両を使用できるよう手配すること。
- ウ 宿泊対象者は学校及び引率者とするが、バス乗務員・添乗員については宿泊施設として高原学園（別館・宿泊棟）を使用できる。※添乗員は実地踏査時を想定。

高原学園に宿泊する場合、1人1泊1,000円を月締めで翌月に請求するので支払うこと。また、1人1泊につき入湯税150円を宿泊当日に高原学園施設長に支払うこと。高原学園での食事を希望する場合、1泊3食1,300円を月締めで翌月に請求するので支払うこと。

（3）食事の手配

食事全般について

ア 児童及び引率教諭にかかる食事は、高原学園が夕・朝・昼の3食を提供する。※昼はお弁当を提供

イ バス乗務員・添乗員にかかる食事は、高原学園に宿泊し希望する場合、夕・朝・昼の3食を提供する。※昼はお弁当を提供

支払い方法は、「8 移動教室・夏季学園等の実施・運営に伴う業務（2）ウ」のとおり。

（4）施設見学先の手配

ア 施設見学等の手配及び諸手続等を行うこと。

※手配する内容は、高原学園が別途提供している自主事業（別紙6）を除く

イ 見学施設や登山場所等に関する情報を収集し、学校に提供すること。

ウ 見学先施設で食事等の体験を含む場合、アレルギー等への配慮が必要な場合は適切に対応すること。

（5）保険会社への加入、事故発生時の対応

保険、疾病、怪我などの参加者に発生した医療費や賠償責任、発注者が負担する緊急対応費用、航空機の欠航時の補償を含む保険について加入すること。

事故が発生した際は、状況を学校及び発注者に報告するとともに、発注者が別途加入する保険会社への引継ぎ及び手続き代行を行うこと。

（6）その他

ア 受注者は、現地の利用可能な医療機関を確保すること。

イ 発注者が各小学校向けに作成する「移動教室実施計画」「特別支援学級合同移動教室実施計画」「夏季学園実施計画」の内容を熟知し、学校への対応を行うこと。

9 バスの手配に関すること

受注者は、発注者が実施する小学校移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園等運営業務委託に係る運送業務（道路運送法第3条規定の一般貸切旅客自動車運送事業）を実施すること。詳細については、契約締結後に区と受注者で協議して定める。

（1）配車予定台数

ア 移動教室

別紙7のとおり

イ 特別支援学級合同移動教室

別紙8のとおり

ウ 夏季学園

別紙9のとおり

(2) バス車種

5 3人乗り以上の大型バス（貫通式トランク付き）

※特別支援学級合同移動教室は大型車椅子リフト付バスとすること

※移動教室・夏季学園の場合でも、介助を必要とする生徒がいる学校では、大型車椅子リフト付バスを使用する場合がある。

(3) 運行方法等（実地踏査）

ア 移動教室

（ア）運行予定

4月17日 午前7時50分 港区役所前集合

午前8時00分 出発～首都高速～海老名SA～東名高速道路～指定区域内
以降、実地踏査の計画により、指定区域内を運行

4月18日 実地踏査計画により指定区域内を運行後、帰途につく

現地出発～指定区域内～東名高速道路～海老名SA～首都高速～
午後5時00分 港区役所前着

※ 車両は大型バス

※ 港区から現地までの往復は全体行動。

※ 現地までの往復のほか、実地踏査中もバスを使用する。

※ 海老名SA(*)、指定区域内(*)で適宜休憩をとる。

(イ) 有料道路(高速道路)は往復の道中に数回、途中ICで出入りする場合がある。

また、実地踏査の計画上必要な場合は、指定区域内で有料道路(高速道路)を利用する場合がある。

イ 特別支援学級合同移動教室

（ア）運行予定

4月17日 午前7時50分 港区役所前集合

午前8時00分 出発～首都高速～海老名SA～東名高速道路～指定区域内
以降、実地踏査の計画により、指定区域内を運行

4月18日 実地踏査計画により指定区域内を運行後、帰途につく

現地出発～指定区域内～東名高速道路～海老名SA～首都高速～
午後5時00分 港区役所前着

※ 車両はマイクロバス（7～9人乗車）

※ 港区から現地までの往復は全体行動。

※ 現地までの往復のほか、実地踏査中もバスを使用する。

※ 海老名 SA(*)、指定区域内(*)で適宜休憩をとる。

(イ) 有料道路(高速道路)は往復の道中に数回、途中 IC で出入りする場合がある。

また、実地踏査の計画上必要な場合は、指定区域内で有料道路(高速道路)を利用する場合がある。

ウ 夏季学園

(ア) 運行予定

4月24日 午前7時50分 港区役所前発

午前8時00分 出発～首都高速～海老名 SA～東名高速道路～指定区域内以降、実地踏査の計画により、指定区域内を運行

4月25日 実地踏査計画により指定区域内を運行後、帰途につく

現地出発～指定区域内～中央高速道路～談合坂 SA～首都高速～
午後5時00分 港区役所前着

※ 車両は大型バス

※ 港区から現地までの往復は全体行動。

※ 現地までの往復のほか、実地踏査中もバスを使用する。

※ 海老名 SA(*)、談合坂 SA(*)、指定区域内(*)で適宜休憩をとる。

(イ) 有料道路(高速道路)は往復の道中に数回、途中 IC で出入りする場合がある。

また、実地踏査の計画上必要な場合は、指定区域内で有料道路(高速道路)を利用する場合がある。

(4) 運行方法等(各校実施・但し特別支援学級合同移動教室はウのとおり)

ア 運行経路(往復)

各学校出発、到着とする。別紙10及び別紙11により指定した有料道路・指定区域内を運行し、指定区域内の運行経路は各学校の計画による。

イ 配車時刻、運行時間等

(ア) 学校配車時刻 発車時刻の15分前

(イ) 学校発車時刻 午前8時(標準)

(ウ) 学校帰着時刻 午後4時(標準)

(エ) 指定区域内の運行時間 各学校の計画による。

※ 有料道路・指定区域内で適宜休憩をとる。

ウ 特別支援学級合同移動教室

(ア) 配車場所

(往路) 1号車 本村小学校、赤羽小学校

2号車 青山小学校、高輪台小学校

3号車 港南小学校、お台場学園港陽小学校

(復路) 1・2・3号車 とともに高原学園

(イ) 運行日時(予定)

(1日目) 令和7年6月18日 8時～13時

(2日目) 令和7年6月19日 8時～16時

(3日目) 令和7年6月20日 8時～17時

※配車時間：発車時刻の15分前

(ウ) 行程運行経路(別紙8-2及び別紙10)を参照

(1日目) 各学校 → 東名海老名SA → ※箱根地区各見学施設 → 高原学園

(2日目) 高原学園 → ※箱根地区各見学施設 → 高原学園

(3日目) 高原学園 → ※箱根地区各見学施設 → 東名海老名SA → 各学校

・各学校出発、到着とする。

・代表校が指定した有料道路、指定区域内を運行し、指定区域内の運行経路は代表校の計画による。

(エ) 予定走行距離 約350km

※箱根地区各見学施設例示 (別紙2及び別紙8-2)を参照

・箱根ビクターセンター ・恩賜箱根公園 ・彫刻の森美術館

・箱根園水族館 ・森のふれあい館 ・箱根関所旅物語館

・湿生花園 ・生命の星地球博物館 ・桃源台港 ・箱根町港等

※天候等による見学施設の変更もあり。

(5) バス乗務員

ア 交替運転手等の要否

交替運転手及びバスガイドの要否は、以下のとおりとする。ただし、受注者が運送引受書において、旅客自動車運送事業運輸規則第15条、第21条第6項又は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号)等の関係法規に沿うように別に定めたときは、運送引受書による。

(ア) 交替運転手 不要

(イ) バスガイド 不要

イ バス乗務員の体調不良時の取扱い

バス乗務員が急遽体調不良となり、移動教室・夏季学園運営に支障をきたす可能性がでてきた場合、受注者は、学校及び発注者に状況を伝えた上で、代替バス乗務員を速やかに派遣すること。その際発生する代替バス乗務員の現地までの交通費等は、受注者負担とする。

ウ 運行の細部については事前に各学校と十分な打合せをし、予定コースを運行可能かどうか確認すること。また、出発当日、学校とバス乗務員との最終打合せをすること。

(6) 輸送の安全を確保するための貸切バス利用に係る特記事項

ア 受注者は、貸切バス事業者安全性評価認定制度(公益社団法人日本バス協会)の認定を受けている運送事業者のバスを手配すること。

イ 受注者は、履行期間内において、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2に基づき国土交通大臣が告示で定める基準の保険又は共済契約を締結していること。

ウ 受注者は、契約締結後速やかに以下の資料(写し)を提出すること。

- ・道路運送法第4条所定の一般貸切旅客自動車運送事業に関する許可を有することがわかる書類（営業区域のわかるもの）
- ・イの締結内容がわかる書類

エ 受注者は、契約締結後速やかに以下の事項を含む行程表を提出し、発注者の承認を得ること。

受注者及び運行事業者の名称、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間、乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がない場合を除く。）、乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がない場合を除く。）、契約金額、その他旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項に基づき国土交通大臣が告示で定める事項

オ 輸送の安全確保

- （ア）受注者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、本契約において絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- （イ）受注者は、天災その他の不可抗力により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機等の必要な措置を講じなければならない。

カ 受注者の責任に関する事項

- （ア）受注者は、本契約における運送によって生徒、発注者の職員その他旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- （イ）受注者は、本契約における運送によって生徒、発注者の職員その他旅客が受けた損害を賠償する責任を負う。
- （ウ）上記（ア）及び（イ）に定める受注者の責任は、受注者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、第三者の故意又は過失によること、自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを受注者が証明した場合、天災その他の不可抗力による場合を除く。

（7）その他

- ア 指定区域内の地理に精通し、指定区域内及び周辺地域の説明が十分できること。また、緊急時の迅速な対応が期待できること。
- イ 悪天候等により当初計画したコースの運行が困難な場合は、当該の学校及び発注者に速やかに連絡し、指示を得ること。

10 令和8年度実施に向けた準備事務

次年度以降も継続して移動教室・夏季学園等が行えるよう、実施時期について、発注者、小学校及び関係機関と綿密に調整の上、手配すること。

また、受注業者が変わった場合は、宿泊施設や見学先の予約、その他必要事項を次回受注業者に引き継ぐこと。すべての学校に対して一斉に実施日程の希望調査を行い、決定前に必ず発注者に連絡すること。

11 契約・支払方法

契約項目及び参加予定人数は、別紙4「内訳書」のとおり。

(1) 発注者が受注者へ支払う経費

下記ア～ウについては、令和7年度の移動教室・夏季学園等の各校実施の業務履行確認後、受注者は、各月分をまとめて翌月に請求すること。

ア 実地踏査の運営に伴う経費（移動教室・夏季学園等共通）

実地踏査にかかるバスの経費と合わせて支払う。

イ 移動教室・夏季学園の実施・運営に伴う経費

(ア) 移動教室・特別支援学級合同移動教室の児童の施設入場料等は、1人当たりの単価契約とする。費用負担は、1人当たり1,000円を上限に発注者が実費を支払う。

(イ) 移動教室・特別支援学級合同移動教室の教員の施設入場料等については、各学校の教員の人数×1,500円を上限に発注者が実費を支払う。

(ウ) 夏季学園の児童の施設入場料等は、1人当たりの単価契約とする。費用負担は、1人当たり400円を上限に発注者が実費を支払う。

(エ) 夏季学園の教員の施設入場料等については、各学校の教員の人数×1,000円を上限に発注者が実費を支払う。

(オ) 児童及び教員の施設入場料にかかるキャンセル料が発生した場合、発注者が全額負担する。

(カ) 付添い看護師及び介助員に掛かるすべての必要経費については、全額、発注者が支払う。

(キ) 中止時の取扱い

発注者の都合により移動教室・特別支援学級合同移動教室・夏季学園等を中止する場合には、以下の区分による金額を支払う。

- | | |
|------------------|----------------|
| ①出発日の21日前から8日前まで | 契約金額の20%に相当する額 |
| ②出発日の7日前から2日前まで | 契約金額の30%に相当する額 |
| ③出発前日 | 契約金額の40%に相当する額 |
| ④出発日 | 契約金額の50% |

ウ バスの手配に関すること

(ア) 契約金額には、別紙10により指定した範囲の有料道路料金、見学施設の駐車場代、その他駐車場の利用手続き等運行上必要な諸経費を含むこと。また、学校の希望の配車地を聞き取り、経路上に交通規制（スクールゾーンなど）がある場合は、運行前の適切な時期に受託者が許可申請を行い円滑に配車できるようにすること。

また、バス乗務員に掛かる食事代・宿泊費等の必要な諸経費を含むこと。ただし、別途乗用車等を手配した場合における乗務員の食事代及び宿泊代は支給しない。

(イ) 各校実施用については、1台当たりの単価契約とする。

(ウ) 中止時の取扱い

発注者の都合により運送を中止する場合には、以下の区分による金額を支払う。

- ① 配車日の14日前から8日前まで 契約金額の20%に相当する額
- ② 配車日の7日前から前日まで 契約金額の30%に相当する額
- ③ 配車日の当日 契約金額の50%

また、受注者の都合又は天災その他の不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象で発注者受注者双方に帰責しないものをいう。以下同じ。）により本契約を解除する場合には、契約条項（約款）による。

エ 令和8年度実施に向けた準備事務

すべての履行確認後、受注者の請求により発注者から一括で支払う。

(2) 各学校が受注者へ支払う経費（本契約とは別途支払う経費）

学校が保護者から徴収する経費は、各学校の移動教室終了後各学校から支払う。

ア 生徒の食事代・キャンセル料

各学校が、保護者負担分を保護者から徴収し受注者に直接支払う。

イ 移動教室・特別支援学級合同移動教室の児童の施設使用料・入場料等

発注者が支払う補助費（施設使用料及び入場料1,000円※体験学習費用は除く）を超えた費用について、各学校が保護者から徴収し受注者に直接支払う。

ウ 移動教室・特別支援学級合同移動教室の教員の施設使用料・入場料等

発注者が支払う補助費（施設使用料及び入場料1,500円※体験学習費用は除く）を超えた費用について、各学校が教員から徴収し受注者に直接支払う。

エ 夏季学園の児童の施設使用料・入場料等

発注者が支払う補助費（施設使用料及び入場料400円※体験学習費用は除く）を超えた費用について、各学校が保護者から徴収し受注者に直接支払う。

オ 夏季学園の教員の施設使用料・入場料等

発注者が支払う補助費（施設使用料及び入場料1,000円※体験学習費用は除く）を超えた費用について、各学校が教員から徴収し受注者に直接支払う。

12 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、

ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

- (7) 受注者は、個人情報について、別紙 12「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。特に宿泊行事中において、学校から提供される生徒の個人情報を漏洩しないよう取扱いには十分注意すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 4 2 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

13 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付改正 28 環車規第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

14 その他

- (1) 実施日直前及び期間内のキャンセルの取扱いは、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (2) 各学校の移動教室終了後一週間以内に、発注者へ実績報告書を提出すること。
- (3) 災害等の緊急事態が発生した際は、発注者、学校、宿泊施設及び見学施設等と連携の上、直ちに対応すること。参加者の安全確保のために待機場所や交通手段の手配をすること。迅速な対応ができるような体制を組んでおくこと。
- (4) 上記のような事態における連絡体制について、事前に各小学校と打ち合わせること。その結果について、各連絡先を明確にしたものを移動教室実施 1 週間までに発注者に書面で提出すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

15 問合せ先

(1) 移動教室・夏季学園に関すること

港区教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係 青天目

電話 (3578)2778 ファクシミリ (3578)2759

(2) 特別支援学級合同移動教室に関すること

港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課特別支援教育担当 安齋

電話 (5421)1543 ファクシミリ (5421)1547